

# 訴訟を提起される方へ

## 〔訴え提起の際の管轄について〕

### 管轄？

管轄とは、各裁判所間の事件分担の定めのことをいいます。どこの裁判所に訴状などの書類を提出したらよいかということです。

この管轄は、訴えの提起時を基準として定まります。

具体的には、第一審の民事訴訟事件について、その管轄裁判所を地方裁判所と簡易裁判所とに分けるもの(事物管轄といいます。)と、所在地を異にする同種の裁判所間でどこの裁判所が審判することができるかという地域的限界を定めるもの(土地管轄といいます。)とに分かれます。

### 事物管轄について

訴えを出す際に、地方裁判所に出すか、簡易裁判所に出すかは、「訴訟の目的の価格」(その訴えにおいて原告が求める判決によって受けうる利

140万円を超える場合・・・地方裁判所

140万円以下の場合・・・簡易裁判所

※ただし、不動産に関する訴訟の場合は、140万円以下であっても、地方裁判所にも提出することが可能です。

※不動産に関する訴訟とは、①不動産上の物権、不動産の使用収益を目的とする債権の確定訴訟、②不動産の引渡、明渡訴訟、③不動産上の物権に基づく妨害排除、予防請求訴訟、④相隣関係訴訟、⑤不動産に関する共有物分割訴訟、⑥境界確定訴訟、⑦不動産登記に関する訴訟等を指し、不動産を原因とする金銭訴訟は含まれません。

※行政事件訴訟は、地方裁判所が第一審になります。

### 土地管轄について

原則・・・訴えは、被告の普通裁判籍の所在地の裁判所が管轄裁判所になります。

※ 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所がしれないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所がしれ

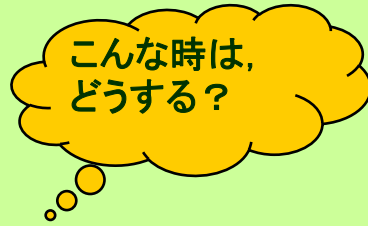
ないときは最後の住所地によって定まります。→通常は、被告とすべき人の現住所が管轄の基礎となります。

※ 法人の普通裁判籍は、主たる事務所等により、これが判明しないときは代表者等の住居所、これも判明しないときは代表者の最後の住所地により定まります。

**例外・・・上記管轄のほか、下記に該当する場合はそれらの地に所在する裁判所にも管轄があります。**

- ①財産権上の訴え→義務履行地(支払をすべき場所)
- ②手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え→手形又は小切手の支払地
- ③事務所又は営業所を有するものに対する訴えで、その事務所又は営業所に関する業務に関する訴え→事務所又は営業所の所在地
- ④不法行為に関する訴え→不法行為があった地
- ⑤不動産に関する訴え→不動産の所在地
- ⑥登記又は登録に関する訴え→登記又は登録をすべき地
- ⑦相続権もしくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え→相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地
- ⑧一つの訴えをもって数個の請求(被告となるべき人が複数の場合等)をする場合には、一つの請求について管轄権があれば、本来その裁判所に管轄権のない他の請求についても管轄権が生じる場合があります。
- ⑨第一審に限り、一定の法律関係に基づく訴えに関し、当事者間で管轄の合意がなされた場合、その合意のなされた裁判所を管轄裁判所とすることができます(ただし、合意が「書面」でなされることが必要です。)

※管轄について疑問の点があれば、大分地方裁判所民事訟廷事務室(民事事件受付係)電話097-532-7161(内線512)までお尋ねください。



- Q 管轄が複数ある場合はどこに訴状を提出したらいい？
- A 原告において選択することができます。原則である被告の住所地のほか、上記の例外管轄裁判所に提出することもできます。
- Q 訴えるものが金額に換算できないときは？
- A その場合は、160万円とみなしますので、地方裁判所が管轄裁判所となります。
- Q 家を貸している人に、出ていってもらう裁判を起こしたいのだけれど、訴えの価格はどのように計算するの？換算はできる？
- A その不動産の固定資産評価証明書記載の価格を基準にします。換算できない例としては、会社設立無効確認訴訟や株主代表者訴訟などがあげられます。詳しくは、係にお尋ねください。
- Q 訴えはとりあえず、原則どおり被告の住所地を管轄する裁判所に出しておけばいい？
- A 人事訴訟や配当異議、請求異議訴訟など被告の住所地以外の特定の裁判所にしか訴えを提起できない場合(専属管轄といいます。)もあります。詳しくは係にお尋ねください。